

各 位

会社名 株式会社 J V C ケンウッド
代表者名 代表取締役
社長執行役員 最高経営責任者 (CEO)
江口 祥一郎
(コード番号 6632 東証プライム)
問合せ先 企業コミュニケーション部長
木村 剛
(TEL 045-444-5310)

役員に対する株式報酬制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除きます。）を対象として導入済みの、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）における報酬等の額および内容を一部変更して継続することを決議し、本制度の一部変更および継続に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2024年6月21日開催予定の第16回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の内容の一部変更および継続について

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度の導入に関する議案を2021年6月25日開催の第13回定時株主総会に付議し、同株主総会では、当社の定める5事業年度以内の期間（当初の対象期間については、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）の間に在任する取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除きます。）に対する報酬として、1事業年度あたり32百万円（当初の対象期間については、合計96百万円）を上限とした金銭を信託に拠出すること1事業年度あたりに付与するポイント数(株式数)の上限を290,000ポイント(290,000株)とする旨承認可決されました（なお、かかる株主総会決議を、以下、「前回決議」といいます。）。そこで当社は、2021年8月6日付で役員向け株式交付信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本制度を運用してまいりました。

当社の指名・報酬諮問委員会および取締役会は、2024年4月からの事業年度に向けて本制度の課題を検討した結果、現状、退任時に株式を交付することとしている点を、在任中に株式を交付するものとしたうえで、退任時までの譲渡制限を付与する旨変更し、これによって、各取締役がこれまで以上

に株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを図る必要があるとの判断に至りました。また、本制度による報酬は、前回決議においては執行役員を兼務しない取締役については対象外としておりましたが、本議案による変更後は執行役員を兼務しない取締役についても対象とする（ただし、下記のとおり、社外取締役は対象外とする）との判断に至りました。その結果、指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て、本日開催の取締役会において、本株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、本制度における報酬等の額および内容を一部変更のうえで継続することを決定いたしました。

変更後の本制度による報酬は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を当初の対象期間とし、その間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して、支給するものといたします。

なお、本株主総会において本制度の内容の一部変更および継続についてご承認いただいた場合、取締役を兼務していない執行役員に対して導入している株式報酬制度につきましても、同様の変更を行ったうえで継続する予定です。

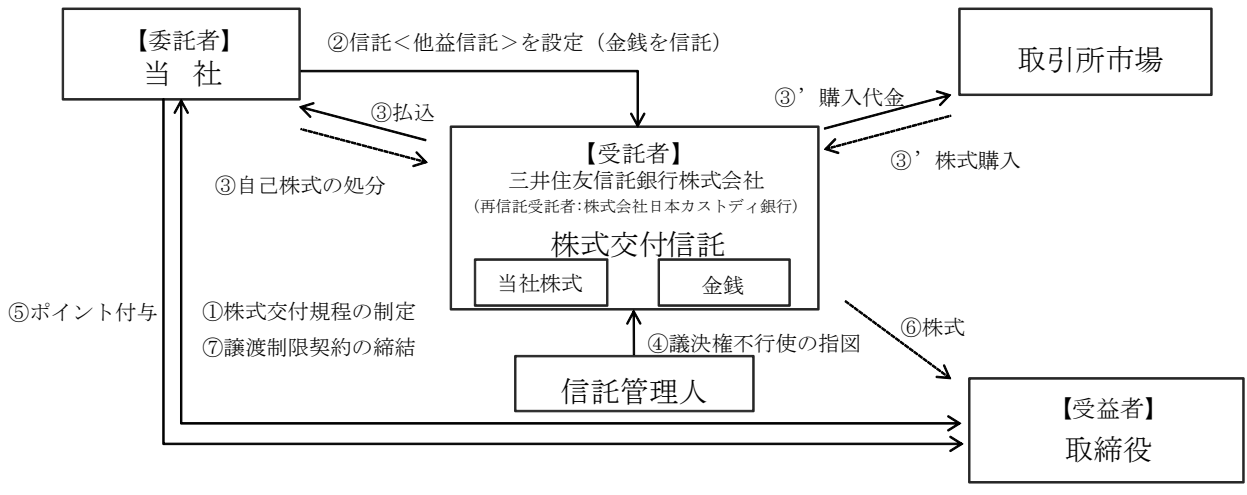
2. 変更後の本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、本信託が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。本株主総会において本議案が承認可決された場合、本株主総会以降に下記（5）①により付与されたポイント見合いとして同②により取締役に交付される当社株式については、下記3.のとおり、当該株式について当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

<変更後の本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します（なお、今回は、制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しております。）。
- ② 当社は一定の要件を満たす取締役を受益者として2021年8月6日に信託期間3年間として設定済みである本信託につき、信託期間を延長したうえで、受託者に当社株式の追加取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を追加信託します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を追加取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 本株主総会以降に付与されたポイント見合いとして交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から原則として当社の取締役または執行役員いずれの地位からも退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（2）信託期間

本信託は、信託期間3年間（2021年8月6日から2024年8月末日まで）として設定されていますが、これを3年間（2027年8月末日まで（予定））延長します。ただし、下記（3）のとおり、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

（3）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本信託に対し、当初の対象期間（2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度）中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出します。本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭）を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。

注：当社が実際に本制度に基づき本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、上記のとおり取締役を兼務していない執行役員に対して導入している株式報酬制度について

も同様の変更を行ったうえで継続する場合には、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、当初の対象期間後も、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該再延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該再延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（5）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間の延長によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、本議案による変更前の本制度に基づき既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（4）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の追加取得は、当社からの自己株式処分を受ける方法による取得または取引所市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（3）の信託金の上限の範囲内で本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（5）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり250,000ポイントを上限とします。これは、現行の取締役の報酬水準、取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

ただし、変更前の本制度に基づき本株主總會の終結以前に付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、前回決議に従って行います。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的に調整さ

れるものとしします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することとその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。ただし、上記②のとおり、変更前の本制度に基づき本株主総会の終結以前に付与されたポイント見合いの当社株式については、前回決議のとおり、各取締役は原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとしします。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(6) 議決権行使

本信託内の当社株式にかかる議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式にかかる譲渡制限契約

本定時株主総会日以降、上記2.(5)①により付与されたポイント見合いとして同②により交付される当社株式については、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、概要、次の事項が含まれることといたします。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

ただし、対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了、定年または死亡そ

の他正当な理由により取締役が退任した場合は、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(ご参考) 本信託にかかる信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式にかかる議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2021年8月6日
信託の期間	2021年8月6日から2027年8月末日まで (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上